

ユニット型亀寿の郷 指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

1 事業所の概要

入所系サービス

事業所名	社会福祉法人 葉月会 ユニット型亀寿の郷介護老人福祉施設	
所在地 及び 電話番号	藤枝市岡部町内谷1334-4 054-667-5000	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	指定介護老人福祉施設 (ユニット型)	2275301865号
管 理 者	サービス種類	氏 名
	介護老人福祉施設 (ユニット型)	牧田 展治
サービス提供地域	介護老人福祉施設 (ユニット型)	藤枝市・焼津市・島田市・静岡市
サービス利用定員	介護老人福祉施設 (ユニット型)	4ユニット (1ユニット10人) 40人

2 居室の概要

居室・設備の種類	概 要
居 室	居室1人部屋40室 (1室あたり12.44㎡~12.67㎡) 洗面台 居室内設置
浴 室	浴室4室 (1室あたり個浴室11.75㎡)
共同生活室	4室 (1室あたり78.08㎡)
便 所	20か所
厨 房	主厨房・下処理室・洗浄室・事務室。食品庫等 (187.66㎡)
看護人室	2室 (1室あたり10.75㎡)
介護人室兼当直人室	2室 (1室あたり12.80㎡)
その他の設備	相談室1室 (14.19㎡) ゲストルーム1室 (20.42㎡) 介護教材室4室 (1室あたり4.00㎡) 洗濯リネン室4室 (1室あたり11.88㎡) 汚物処理室2室 (1室あたり7.81㎡) (防災設備) ① 自動火災報知装置 ② 自動閉鎖装置 ③ 非常警報装置 ④ ガス漏れ火災警報装置

3 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1名(常勤兼務)
医 師	1名(非常勤兼務)
生活相談員	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	1名以上(常勤兼務)
看護師	2名以上(常勤)
機能訓練指導員	1名(非常勤兼務)
介護職員	12人以上(常勤換算)
管理栄養士	1名(常勤兼務)
事務職員	2名以上(常勤兼務)

2025年4月1日現在

4 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)当施設が提供する基準介護サービス

入居者様、代理人様の希望を取り入れながら、心身の状況を評価させていただき「施設サービス計画」を作成いたします。個々のサービス計画に基づきケアサービスを提供し、一定期間ごとモニタリングを行い計画の評価、見直しを行います。以下のサービスについては、居住費、食費、その他実費負担を除き、保険者から送付される「負担割合証」に記載された割合（1割、2割、3割）に基づきご負担いただきます。代理人様には年1回面談を設け、状況の報告、意向の確認等を行います。状態に変化があった場合にはその都度、代理人様にご連絡させていただきます。

《サービスの概要》

①居室の提供

②食事

- ・管理栄養士（栄養士）による管理のもと、入居者様の栄養状態や身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・低栄養状態の予防・改善のため、栄養ケア・マネジメントを実施します。

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した支援を行います。最期までトイレで排泄を…オムツ0（ゼロ）を目指します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員中心に、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のためできるかぎり離床に努め、その方らしい生活が送れるよう支援します。

《サービス利用料金》

1日の料金目安

介護度	(所得段階) 保険料区分	サービス単位	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅳ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	サービス単位合計	食費	居住費	利用者負担額「1割」	利用者負担額「2割」	利用者負担額「3割」
1	第1段階	670					14.00%	846	300	880	2,037	2,895	3,753
	第2段階							846	390	880	2,127	2,985	3,843
	第3段階①							846	650	1,370	2,877	3,735	4,593
	第3段階②							846	1,360	1,370	3,587	4,445	5,303
	第4段階							846	1,890	2,066	4,813	5,671	6,529
2	第1段階	740					14.00%	925	300	880	2,117	3,055	3,993
	第2段階							925	390	880	2,207	3,145	4,083
	第3段階①							925	650	1,370	2,957	3,895	4,833
	第3段階②							925	1,360	1,370	3,667	4,605	5,543
	第4段階							925	1,890	2,066	4,893	5,831	6,769
3	第1段階	815	19	33	1.7	18	14.00%	1,011	300	880	2,205	3,230	4,255
	第2段階							1,011	390	880	2,295	3,320	4,345
	第3段階①							1,011	650	1,370	3,045	4,070	5,095
	第3段階②							1,011	1,360	1,370	3,755	4,780	5,805
	第4段階							1,011	1,890	2,066	4,981	6,006	7,031
4	第1段階	886					14.00%	1,092	300	880	2,287	3,394	4,501
	第2段階							1,092	390	880	2,377	3,484	4,591
	第3段階①							1,092	650	1,370	3,127	4,234	5,341
	第3段階②							1,092	1,360	1,370	3,837	4,944	6,051
	第4段階							1,092	1,890	2,066	5,063	6,170	7,277
5	第1段階	955					14.00%	1,170	300	880	2,366	3,552	4,739
	第2段階							1,170	390	880	2,456	3,642	4,829
	第3段階①							1,170	650	1,370	3,206	4,392	5,579
	第3段階②							1,170	1,360	1,370	3,916	5,102	6,289
	第4段階							1,170	1,890	2,066	5,142	6,328	7,515

- ・ご利用状況により該当する加算があります。排泄支援加算Ⅰ～Ⅲ（排泄状態の改善により加算率が異なります）、褥瘡マネジメント加算Ⅰ～Ⅱ（褥瘡の発生リスク、有無等の状況により加算率が異なります）、高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、初期加算、安全対策体制加算、看取り介護加算Ⅰ、退職時等相談援助加算、退所時栄養情報連携加算、療養食加算、認知症チームケア推進加算Ⅰがあります。
- ・所得段階の認定により、2割負担・3割負担となることがあります。
- ・ご利用に応じて、その他実費分の費用として、医療費、医薬品費、理美容代、日用品費、個人電気使用料、預り金管理手数料などがかかります。
- ・介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者様の負担額を変更します。
- ・居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ・藤枝市では地域区分が「7級地」となり、1単位当たりの単価は10,14円となります。

《当施設の居住費・食費の負担額》

市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。費用については、認定証に記載している負担限度額となります。軽減については、あくまでも自己申告であり市の判断により決定します。

（1日あたり）

利用者負担段階		負担限度額		預貯金条件
区分	対象者	居住費	食費	
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	880円	300円	
第2段階	住民税非課税世帯かつ本人年金収入等が年間80万円以下の方	880円	390円	預貯金650万円以下
第3段階①	住民税非課税世帯かつ本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方	1,370円	650円	預貯金550万円以下
第3段階②	住民税非課税世帯かつ本人収入等が年間120万円超の方	1,370円	1,360円	預貯金500万円以下
第4段階	上記以外の方	2,066円	1,890円	

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入居者様の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

①特別な食事

入居者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

〔理髪サービス〕 美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

③預り金管理手数料：1,000円 / 月

④レクリエーション、クラブ活動

入居者様の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤日常生活上必要となる諸費用

日用品費（別表1を参照）、日常生活に要する費用（別表2を参照）で入居者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(3)利用料金のお支払い方法

利用料金は利用月翌月の毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の金融機関の口座より口座振替させていただきます。

(4)入所中の医療の提供について

<嘱託医>

花岡医院	藤枝市岡部町内谷1740の4 Tel: 667-3323
------	------------------------------

夜間帯、オンコール体制（看護職員へ24時間連絡できる体制）にて、介護職員、看護職員、嘱託医が連携を図っていきます。

入居者様の急変時等は、看護職員により、嘱託医に連絡し、指示を仰ぎます（ただし、深夜帯嘱託医に連絡がつかない時間があります。状況により必要な場合は医療機関へ緊急搬送を行います）。

5 施設を退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- ①入居者様が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②入居者様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③入居者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって信頼関係が築けず、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④入居者様が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。また施設の機能を超えた継続的な医療が必要となった場合。身体的および精神的状態から施設での生活が不相当と判断される場合。
- ⑤入居者様が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。
- ⑥要介護認定の更新で非該当、要支援または要介護1、2（特例入所要件に該当する場合は除く）と認定された場合。

6 施設生活にあたっての留意事項

- ・面会時間は午前9：00～午後5：30までです。
ただし、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、施設での感染症発症等の点から状況により一時見合わせていただく場合があります。
- ・入居者様への食べ物の持ち込み（お土産）は、誤嚥による事故を防ぐために、介護職員へひとこと声をかけて下さい。
- ・指定の場所以外での喫煙はご遠慮下さい。
- ・職員に対するお気遣いは一切ご遠慮いたします。

7 その他

(1)非常災害対策

非常災害に備え、具体的な計画を策定し、地域住民にもご参加いただき日頃より避難救助訓練、研修を行っていきます。

(2)虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の必要な措置を講じます。

(3)感染症の予防、発生時の対応

感染症が発生、まん延しないよう委員会を設置、指針を整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

(4)ハラスメント対策

当事業所は雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(5)業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

(6)入居者代理人

入居者様は、代理人を選任して契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

8 福祉サービス第三者評価事業について

未実施

9 苦情の受付について

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

相談員 川村敦子 大石哲之

受付時間 午前8：30～午後5：30

電話 054-667-5000

054-667-5001

FAX 054-667-2229

E-mail ki.jyunosato@hadukikai.jp

※下表の機関にも苦情を申し立てることができます。

連絡先	所在地	電話番号
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	静岡市葵区駿府町1-70	054-254-5248
静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	静岡市葵区春日2丁目4-34	054-253-5590
藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課	藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3225
焼津市健康福祉部介護保険課	焼津市本町5丁目6-1	054-626-1159
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1088
遠藤 宣之（第三者委員）		054-668-0753
仲野 みつ代（第三者委員）		054-628-3018

10 説明の確認欄

年 月 日

サービスの契約にあたり本書面において重要事項の説明をおこないました。

(事業所) 藤枝市岡部町内谷1334-4

社会福祉法人 葉月会

特別養護老人ホーム 亀寿の郷

施設長 牧田 展治

説明者

サービス契約にあたり本書面において重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入居者様

(住所) _____

(氏名) _____

代理人様

(住所) _____

(氏名) _____

(続柄) _____

代理人様

(住所) _____

(氏名) _____

(続柄) _____